

福岡女子大学学則

法人規程第33号
平成18年4月1日制定
令和4年6月10日改正（最終）

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 学部及び学科の組織（第4条）
- 第3章 大学院（第5条）
- 第4章 授業科目及び単位数（第6条）
- 第5章 学年、学期及び休業日（第7条・第8条）
- 第6章 履修方法及び課程修了の認定（第9条－第15条）
- 第7章 卒業、学位及び資格（第16条－第21条）
- 第8章 収容定員、入学、退学及び休学（第22条－第30条）
- 第9章 賞罰（第31条－第33条）
- 第10章 再入学（第34条・第35条）
- 第11章 聴講生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び研究生（第36条－第41条）
- 第12章 入学考査料、入学料、授業料等（第42条）
- 第13章 職員組織（第43条）
- 第14章 教授会（第44条）
- 第15章 附属機関等（第45条・第45条の2）
- 第16章 学生寮等厚生保健施設（第46条・第47条）
- 第17章 名誉教授（第48条）
- 第18章 生涯教育等（第49条）
- 第19章 受託研究等（第50条・第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 福岡女子大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づいて、広く知識を授け、専門の学芸を教授研究して、知的、道徳的及び創造的能力を備えた女性を育成し、もって文化の向上と社会の発展に寄与することを目的とする。

(自己点検、評価等)

第2条 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条に掲げる目的及び使命を達成するため、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第3条 本学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、情報を公開するものとする。

第2章 学部及び学科の組織

(学部、学科等)

第4条 本学に次の学部及び学科等を置く。

国際文理学部

国際教養学科

環境科学科

食・健康学科

- 2 前項に定める学科のほか、学部に学部共通教育機構を置く。
- 3 国際文理学部の人材育成に関する目的は、次のとおりとする。

国際文理学部は、時代や社会の変化に柔軟に対応するため、人類の文化、社会と自然に関する文理統合した知識とグローバル社会とその課題に対する専門的知識を備え、確かな判断力、適応力、多元的思考力を養成すると共に、主体性、多様性への寛容、倫理観を涵養し、感性や独創性、創造性を発揮して多文化共生と持続可能社会の実現に寄与できる女性リーダーの育成を目指す。

- 4 学科ごとの人材育成に関する目的は、次のとおりとする。

学 科	人材育成に関する目的
国際教養学科	グローバル時代の社会や文化について学び、それらを相対的に捉える力と国際コミュニケーション能力を身に付け、国際共生の理念を踏まえ、国内外で文化交流、国際協力、ビジネス活動など幅広い分野で積極的に活躍できる人材を育成するための教育研究を行う。
環境科学科	人間社会の「持続可能性」を実現するため、自然科学と社会科学の文理に亘る学問的知識を統合して考える能力を修得させ、国際化する多様な現代社会の中で環境や社会システムの問題を解決に導くことができる人材を育成するための教育研究を行う。

<p>食・健康学科</p>	<p>「人間の健康の維持・増進に関する専門知識・技能」、「食の安全・安心や食文化」を併せて多面的なものの見方や考え方、総合的な判断力や創造力を身に付け、食のグローバル化が進む社会で「食と健康」という人の生存に関する最も本質的な課題の解決に貢献できる人材を育成するための教育研究を行う。</p>
---------------	--

5 学部共通教育機構の教育目的は、次のとおりとする。

学部共通教育機構は、学部共通科目について、その教育を統括し、学科科目との密接な連携の下に、教育の内容及び教育手法の改善に努め、国際性及び文理統合教育における基盤的能力の養成を目指す。

第3章 大学院

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に関する規程は、別に定める。

第4章 授業科目及び単位数

(授業科目、単位数)

第6条 本学に、第1条の目的を達成するために必要な授業科目を置く。

2 前項の授業科目は、学部共通科目、学科科目、教職に関する専門教育科目及び学校図書館司書教諭講習相当科目とする。

3 学部共通科目については、次に掲げる区分によるものとする。

- (1) ファーストイヤー・ゼミ
- (2) 情報・データ活用科目
- (3) 学術・キャリア言語プログラム
- (4) 外国語科目
- (5) 語学研修科目
- (6) 上級英語／上級日本語
- (7) リーダーシップ開発科目
- (8) 体験学習科目 (国内・海外)
- (9) 人文科学科目
- (10) 社会科学科目
- (11) 自然科学科目
- (12) 芸術・感性科目
- (13) 健康スポーツ科目

(14) 文理統合科目

(15) 国際文理學講究

4 学科科目については、次に掲げる区分によるものとする。

(1) 学科基本科目

(2) 専門科目

(3) 卒業研究

5 第2項に規定する授業科目のほか、外国人留学生のための外国人留学生特別科目を置くことができる。

6 各科目及び単位数は、別表第1から別表第20までのとおりとする。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年、学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

3 学長は、前項の規定にかかわらず、教授会の議を経て前項の前期の終了日及び後期の開始日を変更することができる。

4 第2項に定める各学期に二つの期間（以下「クォーター」という。）を置くことができる。

5 各クォーターの始期及び終期については、別に定める。

(休業日)

第8条 休業日は、次のとおりとする。ただし、学長が必要と認めるときは、休業日を変更し、又は臨時休業をすることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 春季休業

(4) 夏季休業

(5) 冬季休業

第6章 履修方法及び課程修了の認定

(修業年限)

第9条 本学の修業年限は、4年を基本とする。

2 在学期間は、8年を超えることができない。ただし、休学期間はこれに算入しない。

(単位の基準)

第10条 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 実験及び実習については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(卒業に必要な科目、単位)

第11条 本学の卒業の認定を受けるに当たっては、第6条に掲げる授業科目のうちから次の表の学科の区分に応じて、所定の授業科目を履修し単位を修得しなければならない。

区分		国際教養学科	環境科学科	食・健康学科
学部 共通 科目	ファーストイヤー・ゼミ	1	1	1
	情報・データ活用科目	2	2	2
	学術・キャリア言語プログラム	10	10	10
	外国語科目	4	-	-
	上級英語／上級日本語	2	2	2
	リーダーシップ開発科目	6	6	6
	体験学習科目 (国内・海外)			
	人文科学科目	18	18	18
	社会科学科目			
	自然科学科目			
	芸術・感性科目			
	健康スポーツ科目			
	文理統合科目			
	国際文理科学講究			
学科科目 (卒業研究含む)		60	60	60
自由に選択できる科目		21	25	25
合計		124	124	124

2 第6条に掲げる授業科目を、多様なメディアを利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修することができる。

3 前項に定めるもののほか、科目の履修の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(他学科等の授業科目の履修)

第12条 学生は、他の学科の授業科目(原則として実験実習を除く。)を別に定めるところにより履修することができる。

- 2 学生が学部共通科目及び他学科等の授業科目 20 単位以上を履修した場合、その学習成果を「副専攻」として認定することがある。認定は教授会の議を経て、学部長が行う。
(他の大学等における授業科目の履修等)

第 13 条 学長が、教育上有益と認めるときは、学生に他の大学又はそれに準ずる教育研究機関の授業科目を履修させることができる。

- 2 前項の規定により修得した単位については、学部長が教授会の議に基づき 30 単位を限度として認定することができる。
- 3 大学又は短期大学を卒業又は中途退学し、新たに本学に入学した学生については、学部長が教授会の議に基づき、30 単位を限度としてその学生の既修得単位を認定することができる。
- 4 学生が行った短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修については、学部長が教授会の議に基づき、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。
- 5 前項の規定により認定することのできる単位数は、第 2 項及び第 3 項により認める単位数と合わせて 60 単位を限度する。
(留学)

第 14 条 外国の大学等において、当該学科の教育課程に関連のある授業科目を履修しようとするときは、前条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。

- 2 留学に関する規則は、学長が別に定める。
(単位修得の認定方法)

第 15 条 科目の単位修得の認定は、試験及び平素の成績による。試験は、学期末、クォーター末又は学年末に、その履修した科目について筆記、口述、論文等の方法により行う。

- 2 卒業研究の単位修得の認定は、審査の方法による。

第 7 章 卒業、学位及び資格

(卒業)

第 16 条 本学に 4 年以上在学し、第 11 条の規定により所定の科目を履修して所要単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(メディアを利用して行う授業)

第 16 条の 2 メディアを利用して行う授業は、あらかじめ指定した日時にパソコンその他双方向の通信手段によって行う。

- 2 前項の授業を実施する授業科目については、別に定める。
(学位の授与)

第17条 前条の規定により卒業を認定した者には、学士の学位を授与する。

2 副専攻の学習成果の認定を受けた者には、前項の学士の学位と併せて副専攻認定証書を授与する。

(教育職員の免許状)

第18条 学部において取得することができる教育職員の免許状の種類は、別表第21に掲げるとおりとする。

2 前項の免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

(司書教諭の資格)

第19条 司書教諭の資格を取得しようとする者は、前条の教育職員の免許状を取得するとともに、学校図書館司書教諭講習規程（昭和29年文部省令第21号）に定める科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(栄養士の免許状及び管理栄養士国家試験受験資格)

第20条 食・健康学科で栄養士の免許状を取得しようとする者は、栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

2 食・健康学科で管理栄養士の国家試験受験資格を取得しようとする者は、栄養士法施行規則（昭和23年厚生省令第2号）及び管理栄養士学校指定規則（昭和41年文部省・厚生省令第2号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

(食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格)

第21条 食・健康学科で食品衛生監視員及び食品衛生管理者の任用資格を取得しようとする者は、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）及び食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）に定める所定の単位を修得しなければならない。

第8章 収容定員、入学、退学及び休学

(収容定員及び入学定員)

第22条 本学の収容定員及び入学定員は、次のとおりとする。

	収容定員	入学定員
国際文理学部	960人	240人
国際教養学科	540人	135人
環境科学科	280人	70人
食・健康学科	140人	35人

(入学期)

第23条 学生の入学は、毎年4月とする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第24条 本学に入學できる者は、次の各号の一に該当する女子とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）により文部科学大臣が行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

（入学の出願）

第25条 本学に入學を志願する者は、本学所定の書類に入學考査料を添えて出願しなければならない。

（入学試験）

第26条 前条の入学志願者について、別に定めるところにより選考の上、教授会の議の後に入学試験審議会の議を経て、学長が合格者を決定する。

（入学手続及び入学許可）

第27条 入学試験の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、保証人連署の誓約書及び学長が別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

（保証人）

第28条 前条の保証人は、学生の父母兄弟又は本学が適当と認めた者で、学生の身上に関し、一切の責に任じ得る者でなければならない。

2 学生は、保証人の身分の変動があったときは、新たに保証人を定めて前条第1項の誓約書を本学に提出しなければならない。また、保証人の住所の変更があったときは、学長に届けなければならない。

（転学科及び転編入学）

第29条 他の学科に転学科を志願する者には、選考のうえ転学科を許可することがある。

- 2 本学に転学を志願する女子には、選考のうえこれを許可することがある。ただし、この場合現に在学する大学の学長の許可書を願書に添付しなければならない。
- 3 大学又は短期大学等の卒業生で本学に編入学を志願する女子には、選考のうえこれを許可することがある。編入学についての細則は別に定める。
- 4 他の大学に転学を志願するときには、学長の許可を得なければならない。

(休学、復学、退学)

第30条 病気又はやむを得ない事由により、引き続き2月以上（各学期にクォーターを置くときにクォーターの期間が2月を下回る場合にあつては、その期間以上）修学することができない者は、保証人連署のうえ、休学を申請してその許可を得て休学することができる。

- 2 休学は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1年の範囲内で、休学期間の延長を認めることができる。
- 3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 4 休学期間中に、その事由がなくなったときは、学長の許可を得て、復学することができる。
- 5 病気又はやむを得ない事由により、退学しようとする者は、保証人連署のうえ、退学を申請してその許可を受けなければならない。
- 6 学生が死亡または行方不明になった場合は、保証人による届出等により、当該学生を退学したものとみなす。

第9章 賞罰

(表彰)

第31条 学生として表彰に値する行為があつたときは、学長は教授会の議を経て、これを表彰することができる。

(除籍)

第32条 次の各号の一に該当する者は、学長が教授会の議を経てこれを除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第9条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 許可を受けた休学期間を超えて、なお修学できない者
- (4) 病気その他の理由により、成業の見込みがないと認められる者

(懲戒)

第33条 本学の学則その他の規程に反し、秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為のあつた者は学長が教授会の議を経てこれを懲戒する。

- 2 懲戒は、これを退学、停学及び訓告処分とする。

3 懲戒に関して必要な事項は別に定める。

第10章 再入学

(退学者の再入学)

第34条 退学した者が再入学を希望したときは、選考のうえ、学長は、教授会の議を経て許可することができる。

(除籍又は退学処分を受けた者の再入学)

第35条 除籍又は退学処分を受けた者が再入学を希望したときは、反省の実があると認められるときに限り、選考のうえ、学長は、教授会の議を経て再入学させることができる。

第11章 聴講生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び研究生

(聴講生)

第36条 1科目又は数科目の聴講を希望する女子で本学が適当と認めた者には、聴講を許可することができる。

(科目等履修生)

第37条 本学の授業科目の一部を修め単位を修得しようとする女子で、本学が適当と認めた者には、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第38条 外国人の女子で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志望する者には、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

(特別聴講学生)

第39条 国内外の大学の学生で、本学において開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学との協議又は協定に基づき、特別聴講学生として入学を許可することができる。

(研究生)

第40条 大学卒業生又はこれと同等以上の学力を有する女子で、本学において特定の研究を希望する者については、選考のうえ、研究生として、許可することができる。

(必要な事項の定め)

第41条 前5条に定めるもののほか、聴講生、科目等履修生、外国人留学生、特別聴講学生及び研究生に関する必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

第12章 入学考査料、入学料、授業料等

(授業料等)

第42条 入学考査料、入学料、授業料その他の費用の種類、額、納入方法等については、別に定める。

第13章 職員組織

(学長)

第43条 本学に学長を置く。

2 学長は、本学の最高責任者として、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第43条の2 本学に副学長を置く。

2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

(職員等)

第43条の3 本学に、教員、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

(事務組織)

第43条の4 本学に事務局その他の事務組織を置く。

2 事務組織に関し必要な事項は、別に定める。

第14章 教授会

(教授会)

第44条 本学の学部に教授会を置く。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴く

ことが必要なものとして学長が定めるもの

3 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

4 前2項に掲げるもののほか、教授会に関し必要な事項については、別に定める。

第15章 附属機関等

(附属機関)

第45条 本学に附属機関として、図書館を置く。

2 前項の附属機関に関し必要な事項は、別に定める。

(教育企画会議)

第45条の2 本学に教育企画会議を置く。

2 教育企画会議に関し必要な事項は、別に定める。

第16章 学生寮等厚生保健施設

(学生寮)

第46条 本学に学生寮を置く。

2 学生寮に関し必要な事項は、別に定める。

(大学会館等)

第47条 本学に大学会館、課外活動施設、保健室等必要な厚生保健施設を置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

第17章 名誉教授

(名誉教授)

第48条 本学に学長、教授、准教授(助教授としての経歴を含む。)又は講師として多年勤務した者であつて、教育上又は学術上特に功績のあつた者に対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 名誉教授の称号授与に関し必要な事項は、別に定める。

第18章 生涯教育等

(生涯教育等)

第49条 本学は、県民に開かれた大学を目指して、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座や社会人を対象とするリカレント教育等の生涯学習及びその他事業(以下「生涯教育等」という。)を実施して、教育研究成果を広く還元するものとする。

2 生涯教育等に関し必要な事項は、別に定める。

第19章 受託研究等

(受託研究等)

第50条 本学の学術研究に資するとともに、研究成果を社会に還元していくため、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究に関し必要な事項は、別に定める。

(寄付講座等)

第51条 本学に寄付講座を開設することができる。

2 寄付講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則の施行の際廃止された福岡女子大学学則（昭和 36 年 12 月福岡県告示第 889 号。以下「廃止前の学則」という。）に基づいて履修した科目及び課程並びに廃止前の学則の規定により受けた許可等は、この学則に基づいて履修した科目及び課程並びにこの学則の相当規定により受けた許可等とみなす。ただし、この学則に相当する規定がないときは、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年 9 月 29 日理事会決定）

(施行期日)

この学則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 12 月 21 日理事会決定）

(施行期日)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 26 日理事会決定）

(施行期日)

この学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 24 日理事会決定）

(施行期日)

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 9 月 26 日理事会決定）

(施行期日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 23 日理事会決定）

(施行期日)

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日理事会決定）

(施行期日)

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の福岡女子大学学則の規定は、平成 23 年 4 月 1 日以降に入学した学生について適用し、平成 23 年 3 月 31 日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学学則の規定は、なおその効力を有する。

- 3 平成23年4月1日以降において、本学に編入学し、転学し、又は再入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件等に関しては、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

附 則（平成25年3月25日理事会決定）

（施行期日）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日理事会決定）

（施行期日）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日理事会決定）

（施行期日）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月23日理事会決定）

（施行期日）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月7日理事会決定）

（施行期日）

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月15日理事会決定）

（施行期日）

- 1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の福岡女子大学学則の規定は、平成30年4月1日以降に入学した学生について適用し、平成30年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学学則の規定は、なおその効力を有する。

ただし、改正後の第7条及び第15条の規定の適用については、この限りではない。

- 3 平成30年4月1日以降において、本学に編入学し、転学し、又は再入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件等に関しては、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

附 則（平成30年12月26日理事会決定）

（施行期日）

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年6月30日理事会決定）

（施行期日）

この学則は、令和2年7月1日から施行し、改正後の福岡女子大学学則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

（施行期日）

この学則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日理事会決定）

（施行期日）

1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福岡女子大学学則の規定は、令和4年4月1日以降に入学した学生について適用し、令和4年3月31日現在に在学する学生については、改正前の福岡女子大学学則の規定は、なおその効力を有する。

3 令和4年4月1日以降において、本学に編入学し、転学し、又は再入学した者に係る授業科目、単位数、卒業要件等に関しては、当該者の属する年次と同一年次に属する者の例による。

附 則

（施行期日）

この学則は、令和4年6月10日から施行し、改正後の福岡女子大学学則の規定は、令和4年4月1日から適用する。

別表第1 学部共通科目のファーストイヤー・ゼミとその単位数

科目	単位数
ファーストイヤー・ゼミⅠ	0.5
ファーストイヤー・ゼミⅡ	0.5

別表第2 学部共通科目の情報・データ活用科目とその単位数

科目	単位数
情報リテラシーⅠ	1
情報リテラシーⅡ	1
データ解析入門	1
プログラミング入門	2
情報デザイン	2
情報科学特別講義	2

別表第3 学部共通科目の学術・キャリア言語プログラムとその単位数

科目	単位数
英語コミュニケーションⅠA	0.5
英語コミュニケーションⅠB	0.5
英語コミュニケーションⅡA	0.5
英語コミュニケーションⅡB	0.5
英語コミュニケーションⅢA	0.5
英語コミュニケーションⅢB	0.5
英語リーディング・ライティングⅠA	0.5
英語リーディング・ライティングⅠB	0.5
英語リーディング・ライティングⅡA	0.5
英語リーディング・ライティングⅡB	0.5
英語リーディング・ライティングⅢA	0.5
英語リーディング・ライティングⅢB	0.5
英語リーディング・ライティングⅣA	0.5
英語リーディング・ライティングⅣB	0.5
英語プレゼンテーションA	0.5
英語プレゼンテーションB	0.5
英語セルフラーニングⅠA	0.5
英語セルフラーニングⅠB	0.5
英語セルフラーニングⅡA	0.5
英語セルフラーニングⅡB	0.5
日本語総合ⅠA	0.5
日本語総合ⅠB	0.5

日本語総合ⅡA	0.5
日本語総合ⅡB	0.5
日本語総合ⅢA	0.5
日本語総合ⅢB	0.5
日本語総合ⅣA	0.5
日本語総合ⅣB	0.5
日本語ライティングⅠA	0.5
日本語ライティングⅠB	0.5
日本語ライティングⅡA	0.5
日本語ライティングⅡB	0.5
日本語ライティングⅢA	0.5
日本語ライティングⅢB	0.5
日本語文法A	0.5
日本語文法B	0.5
日本語コミュニケーションⅠA	0.5
日本語コミュニケーションⅠB	0.5
日本語コミュニケーションⅡA	0.5
日本語コミュニケーションⅡB	0.5

別表第4 学部共通科目の外国語科目とその単位数

科目	単位数
中国語ⅠA	0.5
中国語ⅠB	0.5
中国語ⅡA	0.5
中国語ⅡB	0.5
中国語ⅢA	0.5
中国語ⅢB	0.5
中国語ⅣA	0.5
中国語ⅣB	0.5
中国語ⅤA	0.5
中国語ⅤB	0.5
中国語ⅥA	0.5
中国語ⅥB	0.5
韓国語ⅠA	0.5
韓国語ⅠB	0.5
韓国語ⅡA	0.5
韓国語ⅡB	0.5
韓国語ⅢA	0.5

韓国語ⅢB	0.5
韓国語ⅣA	0.5
韓国語ⅣB	0.5
韓国語ⅤA	0.5
韓国語ⅤB	0.5
韓国語ⅥA	0.5
韓国語ⅥB	0.5
ドイツ語ⅠA	0.5
ドイツ語ⅠB	0.5
ドイツ語ⅡA	0.5
ドイツ語ⅡB	0.5
ドイツ語ⅢA	0.5
ドイツ語ⅢB	0.5
ドイツ語ⅣA	0.5
ドイツ語ⅣB	0.5
ドイツ語ⅤA	0.5
ドイツ語ⅤB	0.5
ドイツ語ⅥA	0.5
ドイツ語ⅥB	0.5
フランス語ⅠA	0.5
フランス語ⅠB	0.5
フランス語ⅡA	0.5
フランス語ⅡB	0.5
フランス語ⅢA	0.5
フランス語ⅢB	0.5
フランス語ⅣA	0.5
フランス語ⅣB	0.5
フランス語ⅤA	0.5
フランス語ⅤB	0.5
フランス語ⅥA	0.5
フランス語ⅥB	0.5
英語ⅠA	0.5
英語ⅠB	0.5
英語ⅡA	0.5
英語ⅡB	0.5
英語ⅢA	0.5
英語ⅢB	0.5
英語ⅣA	0.5
英語ⅣB	0.5

別表第5 学部共通科目の語学研修科目とその単位数

科目	単位
----	----

海外語学研修Ⅰ	1
海外語学研修Ⅱ	1
海外語学研修Ⅲ	1

別表第6 学部共通科目の上級英語／上級日本語とその単位数

科目	単位数
上級英語Ⅰ	1
上級英語Ⅱ	1
上級英語Ⅲ	1
上級日本語Ⅰ	1
上級日本語Ⅱ	1
上級日本語Ⅲ	1

別表第7 学部共通科目のリーダーシップ開発科目とその単位数

科目	単位数
福岡女子大学論	1
福岡女子大学史	2
ジェンダー	2
ジェンダーと法	2
包摂社会と人権	2
リーダーシップ論	2
キャリア形成論	2
キャリアインターンシップ	2
グローバルリーダー論	2
グローバルリーダー実習	2

別表第8 学部共通科目の体験学習科目（国内・海外）とその単位数

科目	単位数
地域共創論	2
体験学習Ⅰ	2
体験学習Ⅱ	2
体験学習Ⅲ	2
体験学習Ⅳ	2
海外体験学習Ⅰ	2
海外体験学習Ⅱ	2
海外体験学習Ⅲ	2

別表第9 学部共通科目の人文科学科目とその単位数

科目	単位数
人間の思索	2

言語コミュニケーション論	2
宗教と文化	2
多文化社会論	2
比較文学	2
国際関係史	2
国際文化論	2

別表第 14 学部共通科目の文理統合科目とその単位数

科目	単位数
文理統合科目Ⅰ	2
文理統合科目Ⅱ	2
文理統合科目Ⅲ	2

別表第 10 学部共通科目の社会科学科目とその単位数

科目	単位数
日本国憲法	2
現代社会論	2
現代東アジア地域論	2
国際経済概論	2
国際関係概論	2
食料経済学概論	2
社会調査法	2

別表第 15 学部共通科目の国際文理学講究とその単位数

科目	単位数
国際文理学講究ⅠA	1
国際文理学講究ⅠB	1
国際文理学講究ⅠC	1
国際文理学講究ⅠD	1
国際文理学講究ⅡA	2
国際文理学講究ⅡB	2
国際文理学講究ⅡC	2
国際文理学講究ⅡD	2

別表第 11 学部共通科目の自然科学科目とその単位数

科目	単位数
生活と環境科学	2
物理学と現代社会	2
数理学と現代社会	2
物質と環境	2
生態系の生物学	2
食品安全科学概論	2
食健康論	2

別表第 16 国際文理学部国際教養学科の学科科目とその単位数

科目	単位数
学科基本科目	
倫理学	2
日本文学	2
欧米文学	2
日本語学	2
英語学	2
歴史学	2
法学	2
政治学	2
経済学	2
経営学	2
社会学	2
専門科目	
哲学概論	2
日本文化論	2
中国文化概論	2
韓国文化論	2
アジアの現代文化	2
ヨーロッパ文化概論	2
欧米文化理論	2
ドイツ言語文化文献講読	2
フランス言語文化文献講読	2
日本古典文化と文学	2

別表第 12 学部共通科目の芸術・感性科目とその単位数

科目	単位数
感性	2
芸術コミュニケーションⅠ	2
芸術コミュニケーションⅡ	2
書道芸術	2
書道実技	2

別表第 13 学部共通科目の健康スポーツ科目とその単位数

科目	単位数
健康スポーツ実習 A	0.5
健康スポーツ実習 B	0.5
健康スポーツ実習 C	0.5
健康と身体活動	1

日本近代文化と文学	2
日本文学史	2
中国古典文学	2
近代日本文学講義	2
現代日本文学講義	2
古典文学実践研究	2
日本語文化文献講読	2
漢文学講義	2
日本古典文学講義 I	2
日本古典文学講義 II	2
英文学史	2
アメリカ文学史	2
英語圏の文化と文学 I	2
英語圏の文化と文学 II	2
英語圏の文化と文学 III	2
英語圏の文化と文学 IV	2
英語文化文献講読	2
国語表現（音声・文法・表記）	2
日本語文法論	2
日本語教育概論	2
日本語教授法 I	2
日本語教授法 II	2
日本語音韻論	2
日本語表記論	2
日本語教育実習	2
中国言語文化文献講読	2
韓国言語文化文献講読	2
韓国言語文化論演習	2
英語文化概論	2
英語音声学	2
英語の歴史	2
英語文法論	2
英語コミュニケーション	2
英語学文献講読	2
英語文章表現演習	2
日本史概論	2
日本外交文化史 I	2
日本外交文化史 II	2
日本文化史講義	2
日本政治論	2
東南アジアの歴史と社会	2
東アジアの歴史	2

中国近現代史	2
朝鮮近現代史	2
欧米史概論	2
ヨーロッパ政治史	2
国際政治史	2
比較政治学	2
東南アジア政治論	2
東アジア地域関係論	2
国際関係論 I	2
国際関係論 II	2
国際機構論	2
国際法 I	2
国際法 II	2
国際開発論	2
国際協力・NGO 論	2
グローバル・フィールド学	2
平和と安全保障	2
国際関係特別講義 I	2
国際関係特別講義 II	2
社会科学外書講読 I	2
社会科学外書講読 II	2
社会科学外書講読 III	2
社会科学外書講読 IV	2
ミクロ経済学 I	2
ミクロ経済学 II	2
マクロ経済学 I	2
マクロ経済学 II	2
財政学	2
金融論	2
経済政策	2
日本経済	2
中国経済論	2
東アジア経済論	2
国際経済学	2
開発経済学	2
マーケティング論	2
会計学	2
経営戦略	2
経営管理論	2
国際経営学	2
財務分析	2
組織行動論	2

人的資源管理	2
イノベーション・マネジメント	2
アジア産業論	2
日本・アジアの企業経営	2
社会心理学	2
メディア文化論	2
アジアとジェンダー	2
中国社会学論	2
韓国社会学論	2
東アジアの法と社会	2
東南アジアの経済と社会	2
南アジアの政治と社会	2
東アジア社会研究講読	2
東南アジア地域経済論	2
アメリカの政治と社会	2
現代ヨーロッパの政治と社会	2
アメリカ地域関係論	2
国際社会学	2
中東・アフリカの政治と社会	2
国際社会とジェンダー	2
イスラム社会学論	2
国際教養演習Ⅰ	1
国際教養演習Ⅱ	1
国際教養演習Ⅲ	1
国際教養演習Ⅳ	1
国際教養演習Ⅴ	1
国際教養演習Ⅵ	1
国際教養演習Ⅶ	1
国際教養演習Ⅷ	1
卒業研究	
卒業研究演習	4
卒業論文	4

統計学Ⅰ（基礎）	2		
統計学Ⅱ（応用）	2		
環境科学概論	2		
環境法総論	2		
専門科目			
（環境自然科学科目）			
基礎分析化学	2		
有機化学	2		
生命の分子的基盤	2		
細胞の生物学	2		
無機化学	2		
基礎物理化学	2		
分子生物学	2		
生態学Ⅰ	2		
基礎物理学実験			1
基礎化学実験			1
生命科学基礎実験			1
地球環境科学	2		
地球環境科学実験			1
身の回りの科学実験			1
環境有機化学	2		
環境分析化学	2		
環境機器分析学	2		
大気環境科学	2		
高分子化学	2		
応用物理化学	2		
環境物理学基礎	2		
環境物理学	2		
環境分析化学実験			1
有機高分子化学実験			1
環境物質基礎実験			1
水質管理の基礎	2		
環境計量の基礎	2		
機器分析基礎実験			1
環境物質論および実習Ⅰ	2		
環境物質論および実習ⅡA	1		
環境物質論および実習ⅡB	1		
遺伝学	2		
発生生物学	2		
動物生理学	2		
環境生理学	2		
分子進化学	2		

別表第17 国際文理学部環境科学科の学科科目とその単位数

科目	単位数		
	講義	演習	実験 実習
学科基本科目			
基礎数学	2		
基礎物理学	2		
基礎化学	2		
基礎生命科学	2		

生態学Ⅱ	2		
保全生物学	2		
発生生物学実験		1	
動物生理学実験		1	
生態学実験		1	
環境生理学実験		1	
生命科学演習Ⅰ		2	
生命科学演習Ⅱ		2	
生命科学演習Ⅲ		2	
生命科学演習Ⅳ		2	
環境生命論および実習Ⅰ	2		
環境生命論および実習ⅡA	1		
環境生命論および実習ⅡB	1		
(環境マネジメント科目)			
環境政策総論	2		
国際環境法	2		
国際環境政策論	2		
環境経済学	2		
国際環境経済論	2		
環境会計論	2		
エコロジー経済学	2		
環境経済学演習		2	
環境政策学演習		2	
都市空間デザイン	2		
環境生活学	2		
衣環境デザイン論	2		
都市環境生活論	2		
環境デザイン実習		1	
エコライフスタイル学	2		
内空間環境工学	2		
環境人間工学	2		
環境衛生学	2		
環境生活基礎実験		1	
エコ・ライフ実験		1	
環境影響評価演習		2	
建築法規	2		
住居設計Ⅰ	2		
住居設計Ⅱ	2		
CAD 演習	2		
環境計画実習		1	
建築施工	2		
住居設計学	2		

建築一般構造	2		
建築史	2		
構造力学	2		
建築設備学	2		
建築材料学	2		
データサイエンス	2		
環境数理学	2		
データサイエンス演習		2	
数理シミュレーション演習		2	
地理情報科学	2		
コンピュータサイエンス	2		
プログラミング	2		
線形代数および多変量解析	2		
データベース概論および実習	2		
プログラミング演習		2	
調査・実験データ解析	2		
環境政策・情報総合演習Ⅰ		2	
環境政策・情報総合演習Ⅱ		2	
環境マネジメント実習Ⅰ	2		
環境マネジメント実習ⅡA	1		
環境マネジメント実習ⅡB	1		
卒業研究			
卒業研究演習		4	
卒業論文			4

別表第 18 国際文理学部食・健康学科の学科科目とその単位数

科目	単位数		
	講義	演習	実験 実習
学科基本科目			
調理学	2		
調理学基礎実習			1
生化学Ⅰ	2		
生化学Ⅱ	2		
基礎実験			1
基礎化学	2		
基礎生命科学	2		
基礎数学	2		
統計学Ⅰ（基礎）	2		
統計学Ⅱ（応用）	2		
比較食文化論	2		
専門科目			

(グローバル社会の食と健康)			
保健医療福祉論	2		
実践疫学	2		
公衆衛生学	2		
公衆衛生学実習		1	
公衆栄養学Ⅰ	2		
公衆栄養学Ⅱ	2		
公衆栄養学実習		1	
公衆栄養学臨地実習		1	
地域ブランド論	2		
食物危機管理論	2		
(人間の体と心の健康)			
生化学実験		1	
基礎栄養学実験		1	
人間構造機能学Ⅰ	2		
人間構造機能学Ⅱ	2		
人間構造機能学実験Ⅰ		1	
人間構造機能学実験Ⅱ		1	
病理学	2		
栄養生理学	2		
栄養生理学実験		1	
(保健・医療・福祉・介護における食と健康)			
基礎栄養学	2		
栄養教育論Ⅰ	2		
栄養教育論Ⅱ	2		
栄養教育論Ⅲ	2		
栄養教育論実習		1	
応用栄養学Ⅰ	2		
応用栄養学Ⅱ	2		
応用栄養学Ⅲ	2		
応用栄養学実習		1	
スポーツ栄養学	2		
臨床栄養学Ⅰ	2		
臨床栄養学Ⅱ	2		
臨床栄養学Ⅲ	2		
臨床栄養学Ⅳ	2		
臨床栄養学実習Ⅰ		1	
臨床栄養学実習Ⅱ		1	
臨地実習事前・事後指導		1	
臨床栄養臨地実習		2	

(食の安全・安心と機能)			
微生物学	2		
微生物学実験			1
食品安全学	2		
食品安全学実験			1
食品機能学	2		
食品機能学実験			1
食品加工・貯蔵学	2		
食品分析化学	2		
食品分析化学実験			1
給食経営管理論Ⅰ	2		
給食経営管理論Ⅱ	2		
給食経営管理実習Ⅰ			1
給食経営管理実習Ⅱ			1
給食の運営(校外実習)			1
調理学応用実習			1
調理科学	2		
調理科学実験			1
実践食事計画	2		
フードビジネス論	2		
食・健康科学基礎演習A		0.5	
食・健康科学基礎演習B		0.5	
食・健康科学総合演習A		0.5	
食・健康科学総合演習B		0.5	
卒業研究			
卒業研究演習		4	
卒業論文			4

別表第19 教職に関する専門科目とその単位数

科目	単位数
教職概論	2
教育原理	2
教育心理学	2
特別支援教育	1
教育行政学	2
教育課程論	2
国語科教育法Ⅰ	2
国語科教育法Ⅱ	2
国語科教育法Ⅲ	2
国語科教育法Ⅳ	2
英語科教育法Ⅰ	2
英語科教育法Ⅱ	2

英語科教育法Ⅲ	2
英語科教育法Ⅳ	2
理科教育法Ⅰ	2
理科教育法Ⅱ	2
理科教育法Ⅲ	2
理科教育法Ⅳ	2
学校栄養教育法Ⅰ	2
学校栄養教育法Ⅱ	2
道徳理論と指導法	2
総合的な学習の時間の指導法	1
特別活動の指導法	2
教育方法学（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法を含む。）	2
生徒指導論	2
教育相談論	2
教職実践演習（中・高）	2
教職実践演習（栄養教諭）	2
事前・事後指導	1
中学校教育実習	2
高等学校教育実習	2
栄養教諭教育実習事前・事後指導	1
栄養教諭教育実習	1

3 栄教一種免とは「栄養教諭一種免許状」をいう。

別表第 20 学校図書館司書教諭相当科目とその単位数

科目	単位数
学校経営と学校図書館	2
学校図書館メディアの構成	2
学習指導と学校図書館	2
読書と豊かな人間性	2
情報メディアの活用	2

別表第 21 学部において取得することができる教育職員免許状の種類及び教科

学部	学科	免許状の種類 (免許教科)
国際文理学部	国際教養学科	中一種免（国語）
		高一種免（国語）
	中一種免（英語）	
環境科学科	中一種免（理科）	
	高一種免（理科）	
食・健康学科	栄教一種免	

備考 1 中一種免とは「中学校教諭一種免許状」をいう。

2 高一種免とは「高等学校教諭一種免許状」をいう。